

令和8年兵庫県立大学工学研究科規程第1号
兵庫県立大学工学研究科小中高大連携委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教授会規程（平成25年兵庫県立大学工学研究科第2号）第8条第2項の規定に基づき、工学研究科小中高大連携委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、小中高大連携に関して必要な事項を審議し、又は実施する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学研究科長（以下、「研究科長」という。）
- (2) 研究科長が任命する9名以上の委員。ただし、委員を任命するにあたっては、工学研究科教授会（以下、「教授会」という。）の意見を聴くものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、第3条第1項第2号の委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 会議の成立は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

- 2 前項の専門部会に、委員以外の教職員を加えることができる。
- 3 専門部会の長は、委員長または委員長が指名する委員をもって充てる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、工学研究科に係る事務組織において行う。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で工学研究科長が行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が定める。

附 則 (令和8年3月18日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。